

組織図 (案)

県いじめ問題対策連絡協議会・県の基本方針

瑞穂市長

瑞穂市
いじめ調査委員会
事務局 総務課

弁護士、医師、識見を有する者
心理や福祉を専門とする者
ほか 8名以内で構成 (30条)

瑞穂市
附属機関

瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会

(14条)

委員

弁護士、医師、識見を有する者、心理や福祉を専門とする者
関係団体の代表者

その他 市長又は教育委員会が適当と認める者

10名以内で構成

※年2回(6月中旬、11月初旬)定例開催とする。

事務局 福祉生活課、学校教育課

指示
指導

報告

報告

学校内組織

いじめ未然防止・対策委員会

(22条)

拡大委員会

学校評議員(自治会長、主任児童委員、民生委員、PTA会長等)

スクールカウンセラー、学校医、PTA役員等

※年3回(5月下旬、10月中旬、2月下旬)定例開催とし、その内容を『瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会』に報告する。

※重大事態になり得る場合は、校長が随時招集し事態の収拾・解決に当たる。

(28条)

校内委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、保健主事等

※事案発生時には校長が随時招集し、事態の収拾・解決に当たる。

※いじめの未然防止の具体策の検討と検証を毎月定例で行う。

※定例会の内容、月別問題行動調査結果を事務局(学校教育課)に報告する。

小中学校生徒指導主事会等

顧問校長、各小中学校生徒指導主事

※月1回程度、事案や実践を交流する。

事務局 学校教育課

要保護児童対策協議会担当者会

中央子ども相談センター

健康推進課、幼児支援課、学校教育課

※月1回程度、情報を交流する。

事務局 福祉生活課